

魚津市告示第123号

魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年6月6日

魚津市長 村椿 晃

魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、従業員のウェルビーイング（社会的な立場や周囲の人間関係や地域社会とのつながりなども含め、自分らしくいきいきと生きられることをいう。）の向上に資する取組及び企業パフォーマンスが改善される働き方改革・女性活躍に関する取組を行う魚津市内の事業者を支援するため、働き方改革・女性活躍の推進につなげる活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 魚津市内に事業所を有する法人、個人事業主又は団体

(2) 規則附則第2項に規定する市税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助金の交付の対象としない。

(1) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

(2) 前号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして補助対象者となることが適切でないと市長が認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、富山県働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金（以下「県補助金」という。）の支援を受けて行う働き方改革や女性活躍を推進する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費における県補助金の額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。なお、申請できる回数は、1事業者につき1回とする。

（1） 事業計画書（別紙1）

（2） 収支予算書（別紙2）

（3） 県補助金の交付決定額が分かる書類の写し

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

（1） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（次項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

（2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

（3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（4） 補助事業の成果を従業員に対するアンケート、ヒアリング等により検証するとともに、市長からの求めに応じて、市の広報に協力すること。

2 前項第1号の軽微な変更は、県補助金における補助金交付決定額の20パ

ーセント未満の変更をいう。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書（別紙1）

（2） 収支決算書（別紙2）

（3） 県補助金の交付確定額が分かる書類の写し

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金額の確定通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（関係書類の保存）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第 7 条の規定による交付を受けている者に係る第 11 条から第 13 条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

事業所所在地

事業所名

代表者住所

代表者氏名

魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付申請書

年度において、魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業を実施したので、補助金として金 円を交付されるよう、魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- （１） 事業計画書（別紙 1）
- （２） 収支予算書（別紙 2）
- （３） 県補助金の交付決定額が分かる書類の写し
- （４） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業計画書

1 申請者の概要

(1) 事業者

申請者名 (事業者名)			
設立	年	月	資本金 円
従業員数	人	主たる業 種	

(2) 担当者

担当者所属・ 職・氏名			
担当者連絡先	T E L		Email

2 補助事業の実施期間

交付決定日	～	年	月	日
-------	---	---	---	---

3 事業実施の背景（現状や課題）・必要性

--

4 事業の具体的な内容

※富山県働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付要綱別表 1 の類別に沿って記載すること。

--

5 事業成果の検証方法（アンケート、個別ヒアリング等）及び期待される成果

※事業成果の検証を補助金交付の条件としていますのでこの欄は必ず記載すること。

--

収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金 額 (円)	説 明
県補助金		
市補助金		
その他		
計		—

2 支出

区 分	金 額 (円)	説 明
補助対象経費		
(小計)		—
補助対象外経費		
(小計)		—
計		—

備考

- 金額は、消費税及び地方消費税を除く価格を記載すること。
- 補助金交付申請額は、補助事業に要する経費における県補助金の額に2分の1を乗じて得た額（算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て）とすること。
- 「補助対象経費」欄は、富山県働き方改革・女性活躍サポート事業補助金交付要綱別表1の類別に沿って区分して記載すること。
- 補助対象経費のうち主なものについては、見積書の写しその他積算根拠となる資料を添付すること。

様式第 2 号（第 7 条関係）
魚津市指令 第 号

事業所所在地
事業所名
代表者住所
代表者氏名

魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金について、魚津市働き方改革・女性活躍サポート補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



1 交付します。（交付しません。）
（交付しない場合その理由）

2 交付決定額 金 円

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

事業所所在地

事業所名

代表者住所

代表者氏名

魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定の通知があった魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金について、魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- （１） 事業報告書（別紙 1）
- （２） 収支決算書（別紙 2）
- （３） 県補助金の交付確定額が分かる書類の写し
- （４） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業報告書

1 補助事業の実施期間

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

2 事業の具体的な実施内容

※富山県働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付要綱別表 1 の類別に沿って記載すること。

--

3 事業成果

※可能な限り数値も盛り込みながら、具体的に記載すること。

--

4 今後の取組み予定・目標

※今回の事業成果を踏まえ、今後の女性活躍推進に関する取組をどのように進展させようとするか、記載すること。

--

収 支 決 算 書

1 収入

区 分	金 額 (円)	説 明
県補助金		
市補助金		
その他		
計		—

2 支出

区 分	金 額 (円)	説 明
補助対象経費		
(小計)		—
補助対象外経費		
(小計)		—
計		—

備考

- 1 金額は、消費税及び地方消費税を除く価格を記載すること。
- 2 「補助対象経費」欄は、富山県働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付要綱別表 1 の類別に沿って区分して記載すること。
- 3 補助対象経費のうち主なものについては、支出の内訳や根拠を示す領収書の写し等の資料を添付すること。

様式第4号（第10条関係）
魚津市指令 第 号

事業所所在地
事業所名
代表者住所
代表者氏名

魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金については、魚津市働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長

